（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三十一条の二（第四号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び改正法第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条第二項において準用する新法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書について適用し、施行日前に提出した改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四条第二項において準用する旧法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書については、なお従前の例による。

2　新令第四十一条の二第五項（新令第四十七条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に提出を受ける新令第四十一条の二第五項の申請書及び施行日以後に提供を受ける同項の申請書に記載すべき事項について適用し、施行日前に提出を受けた改正前の所得税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第四十一条の二第五項（旧令第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

3　新令第四十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一項の金融機関の営業所等又は同条第三項の移管先の営業所等に対して行う同条第一項の電磁的方法による同項に規定する届出書、申告書若しくは申込書に記載すべき事項又は同条第三項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出に関する経過措置）

第三条　新令第五十一条の四第四項から第六項までの規定は、施行日以後に同条第一項の金融機関等の営業所等又は同項に規定する支払者に対して行う同条第四項に規定する電磁的方法による同条第一項の申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第四条　新令第二百十七条第一号の二の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八条第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子等に関する経過措置）

第五条　新令第二百二十一条の四第八項及び第二百二十二条の二第四項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入に関する経過措置）

第六条　新令第二百九十二条の三第八項及び第九項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項、第二条の三第一項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号イ(2)の項、同条第四項の表第百二十三条第一項第二号及び第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項、同条第七項の表第百二十三条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号イ(2)の項、同条第七項の表第百二十三条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号イ(2)の項、同条第十項の表第百二十三条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号イ(2)の項及び同条第十四項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項中「第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」を「第百五十九条第三項第二号並びに第百六十条第三項第一号ロ」に改める。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「第百九十八条第七項」を「第百九十八条第五項」に改める。

（所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「に新令第四十三条第一項」を「に所得税法施行令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に、「より新令」を「より所得税法施行令」に、「準用する新令」を「準用する所得税法施行令」に、「以後に新令」を「以後に所得税法施行令」に、「おける新令」を「おける所得税法施行令」に、「、新令」を「、所得税法施行令」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第十条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは第二項若しくは第百六十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第百六十八条」を「若しくは第百六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百六十八条及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第七項」に改め、同条第七号中「（昭和二十二年法律第百七十五号）」を削り、同条第十八号中「第二項」を「第三項」に、「から第六項まで」を「（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第七項において準用する場合を含む。）」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第九条第一項第十七号」を「第九条第一項第十八号」に改める。

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百十四号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号タ中「送電事業」の下に「、同項第十一号の二に規定する配電事業」を加える。

第七十七条第一号の二中「（定款に同法第二十一条第一号の出資を行う旨の定めがあるものを除く。）」を削る。